



鎌倉市無電柱化 条例

ソフト事例

自治体：神奈川県 鎌倉市

種別

無電柱化
条例

景観計画
景観地区

義務性

義務

努力
義務

推進



■条例対象区域（深沢地域整備事業区域）



■条例対象路線（市道059-003号線、市道059-045号線）



■条例対象路線（市道032-000号線）

●鎌倉市無電柱化条例

無電柱化を義務化する路線と区域を指定し無電柱化を促進することにより、都市の防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保及び景観の保全に資することを目的としています。

また、既に無電柱化が実施された路線や今後無電柱化が予定されている区域を対象に指定することで、二次開発等による電柱の建柱抑制を図ります。

●条例の対象となる路線及び区域

- ① 対象路線（既に無電柱化を実施済み）：市道032-000号線、市道059-003号線（一部）、市道059-045号線（一部）
- ② 対象区域（今後無電柱化を実施予定）：深沢地域整備事業区域（県道304号除く）

●無電柱化に係る規定

①無電柱化路線及び区域における義務

上記対象路線又は区域内に電線類を敷設する場合、電柱を設置することなく電線類を地下に埋設することにより敷設するための管路その他の規則で定める設備を整備しなければならない。

また、上記区域内に自ら内線（電気事業者または電気通信事業者以外の者が所有する電線類）を敷設しようとする者は、電柱を設置することなく、内線を地下に埋設することにより敷設しなければならない。

②費用負担

①の場合において、電線類の敷設を要請しようとする者は、電線類を敷設する者に対し、費用（電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設するために必要な費用のうち、架空線により敷設する場合に要する費用を除いたもの。）を負担しなければならない。

●リンク

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/douro/mudennchuukanotorikumi.html>